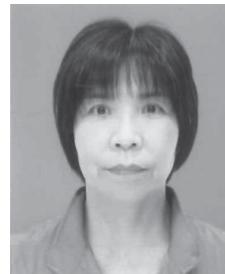


新しい民生委員・児童委員を紹介します

相谷・向原地区担当の民生委員・児童委員が変わりました。

【氏名】菅原幹子さん
【担当地区】相谷・向原
【電話番号】53-0449
【任期】
平成30年6月1日～
平成31年11月30日



〈民生委員・児童委員とは〉

民生委員法および児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者のことです。町では現在27人の委員(主任児童委員2人を含む)が各地域を担当し、社会福祉増進のため、高齢者や障がい者などのさまざまな相談に応じ、相談者と町とのパイプ役として地域に根ざした活動をしています。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

南関町障がい者相談員制度

身体および知的障がいを持っている人のさまざまな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られます。

なお、南関町の障がい者相談員は次のとおりです。

- **身体障がい者相談員**
 - ・釣崎聖二(細永) ☎090-2718-5517
 - ・野田紀久子(関町) ☎090-8222-6029

- **知的障がい者相談員**
 - ・北山貴久子(関下) ☎53-0163

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

児童扶養手当について

1.児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や父母がいないため父母以外の人が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

2.支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害のある場合は20歳未満)を監護し、かつ生計を同じくする母や父または養育する者(祖父母など)。

3.支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童などを監護していること。

4.手当の額

手当は、請求される人および扶養義務者の所得金額や公的年金などの受給状況により一部支給となる場合や全額が支給停止となる場合があります。また、支給額は物価変動などに応じて、毎年度改定されます。

(参考) 平成30年度の場合〈月額〉

児童1人の場合	全部支給: 42,500円	一部支給: 42,490円～10,030円
児童2人の場合	(2人目) 10,040円	(3人目以降1人につき) 6,020円

5.手当を受給するには

役場福祉課への申請が必要です。必要となる書類についてはお問い合わせください。

問 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

毒 有毒植物に要注意

山菜狩りなどで誤って有毒な野草を採取し、食べたことにより食中毒が発生しています。有毒植物による食中毒で死者も発生しています。

食用の野草と確実に判断できない植物は

**絶対に
採らない! 食べない!
売らない! 人にあげない!**

- 家庭菜園や畠などで、野菜と観賞植物と一緒に栽培するのはやめましょう。
- 山菜に混じって有毒植物が生えていることがあります。山菜狩りなどをするときは一本一本よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。
- 野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を受けましょう。見分けに迷ったら、最寄りの保健所へご相談ください。

厚生労働省

平成30年度 トマト黄化葉巻病対策

近年、「トマト黄化葉巻病」というコナジラミ類が媒介するトマトのウイルス病が発生しており、産地として深刻な問題となっています。

このトマト黄化葉巻病の撲滅を図るため、今年度は下記のとおり取り決めました。

- ①収穫終了期は、7月12日までにハウスの閉め込み(蒸し込み)を実施します。
 - ②定植は、8月15日以降に行います。
- ※栽培終了後は、コナジラミ類がハウス外へ飛散しないように、薬剤防除や蒸し込みを行い、コナジラミ類の密度を低減させたのち、後片付けを行うようお願いします。

【一般の家庭菜園の人へ】

一般的家庭菜園でも、発病した株を放置しておくと次々に伝染していきます。

発病株を見つけたら直ちに抜き取り、土中に埋めるか肥料袋などに入れ、密閉して処分していただくよう協力をお願いします。

【トマト以外の作物について】

コナジラミ類を減らすために、薬剤防除と除草の徹底にご協力をお願いします。

問 ▽玉名地域緊急病害虫防除対策会議事務局
(玉名地域振興局農業普及・振興課
野菜産地づくり支援班)
☎ 74-2193

狩猟免許を取得される人への補助制度 平成30年度南関町狩猟免許取得費補助金

対象は南関町に住所がある人です。また、狩猟免許の取得後は町の猟友会に入会し、町内で有害鳥獣捕獲業務に従事していただきます。

補助金の額は、予算の範囲内とし、補助対象経費の2分の1以内で20,000円を限度とします。補助の対象となる経費は、狩猟免許初心者講習料、狩猟免許申請手数料、医師の診断書料、受験用写真および切手代、狩猟者登録料です。

(参考) 今年度の狩猟免許試験の実施日程および場所

試験区分	実施日	実施場所
第1回狩猟免許試験	平成30年 6月30日 土 ※終了	球磨総合庁舎
第2回狩猟免許試験	平成30年 7月21日 土	宇城総合庁舎
第3回狩猟免許試験	平成30年 8月 4日 土	阿蘇総合庁舎
第4回狩猟免許試験	平成30年 8月25日 土	天草総合庁舎
第5回狩猟免許試験	平成30年12月 2日 日	県庁本館地下大会議室
第6回狩猟免許試験	平成31年 1月27日 日	県庁本館地下大会議室

※試験手続締め切り日は各10日前までです。狩猟免許試験(国家試験)を受けられる初心者のための予備講習会を熊本県猟友会主催で下記のとおり行います。

講習会区分	実施日	実施場所
第1回狩猟免許講習会	平成30年 6月18日 月 ※終了	錦町役場
第2回狩猟免許講習会	平成30年 7月10日 火	宇城市中央公民館
第3回狩猟免許講習会	平成30年 7月20日 金	阿蘇市就業改善センター
第4回狩猟免許講習会	平成30年 8月10日 金	天草建設会館
第5回狩猟免許講習会	平成30年11月20日 火	熊本市流通情報会館
第6回狩猟免許講習会	平成31年 1月16日 水	熊本市流通情報会館

問 経済課 農林振興係 ☎57-8504